

平成30年度

包括外部監査結果報告書

岡山市の債権の管理に係る事務の執行

概要版

岡山市包括外部監査人

池田曜生

目 次

第 1 章	包括外部監査の概要	1
第 2 章	包括外部監査の結果－監査対象債権の選定	2
第 3 章	包括外部監査の結果－岡山市の債権管理事務に関するルール（概要）	3
第 4 章	包括外部監査の結果－市税	4
第 1	市税の概要	4
1	個人市民税	4
2	法人市民税	5
3	事業所税	5
4	特別土地保有税	6
5	固定資産税	6
6	都市計画税	8
7	軽自動車税	8
第 2	市税の滞納整理及び指摘・意見	9
第 5 章	包括外部監査の結果－強制徴収債権（保険料等）	11
第 1	保険料等の概要	11
1	国民健康保険料	11
2	介護保険料	12
3	後期高齢者医療保険料	13
4	保育料等	14
5	下水道事業負担金	15
第 2	保険料等の滞納整理及び指摘・意見	16
第 6 章	包括外部監査の結果－強制徴収債権（その他）	17
第 1	下水道使用料	17
第 2	児童養護施設等措置費負担金	20
第 3	介護報酬不正請求返還金	21
第 4	硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金	22
第 7 章	包括外部監査の結果－非強制徴収公債権	23
第 1	生活保護費返還金・徴収金	23
第 2	児童手当返納金	27
第 3	児童扶養手当返納金	28
第 4	施設使用料	30
第 5	売上高割使用料	31
第 6	一般被保険者療養給付費返納金	32

第 7	幼稚園授業料	33
第 8	老人福祉施設措置費負担金	34
第 9	ごみ処理手数料	36
第 1 0	し尿処理手数料	38
第 1 1	ふれあいセンター施設使用料	39
第 1 2	墓地管理手数料	40
第 1 3	身体障害者福祉施設措置費負担金	41
第 8 章	包括外部監査の結果－私債権	42
第 1	住宅新築資金等貸付金	42
第 2	平成 1 8 年度同和施策補助金返還金	44
第 3	水道料金	45
第 4	岡山市奨学金貸付金	47
第 5	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	48
第 6	公営住宅使用料	51
第 7	市営住宅敷地内自動車保管場所使用料	52
第 8	損害賠償金（住宅課）	53
第 9	損害賠償金（都市企画総務課）	54
第 1 0	余熱発電電力収入	55
第 1 1	家庭奉仕事業徴収金	56
第 1 2	高齢者住宅整備資金貸付金	58
第 1 3	福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権	60
第 1 4	災害援護資金貸付金	61
第 1 5	障害者住宅整備資金貸付金償還金	62
第 1 6	電力料徴収金・水道料等徴収金	64
第 9 章	包括外部監査の結果－債権対策室の役割	67
第 1 0 章	総括	68

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 監査の期間

平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

3 監査の対象

(1) 対象事項（選定した特定の事件（テーマ））

岡山市の債権の管理に係る事務の執行

(2) 対象年度

平成29年度（必要に応じて他年度も対象年度に含める。）

4 特定の事件（テーマ）を選定した理由

(1) 岡山市では、債権管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的として、平成28年3月24日に債権管理条例及び同施行規則を制定し、同年4月1日から施行している。

(2) 平成29年3月に策定された岡山市行財政改革推進プランでは、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加や、生産年齢人口の減少による税収減等が懸念される中、市民生活の向上と活力ある都市づくりを推進するためには、確実な市税徴収の努力が必要であるとして、債権管理条例に基づき適正な債権管理の徹底を図ることを具体的な取組みとして掲げている。

(3) そこで、外部の専門家の立場から、岡山市の債権管理の実態を調査・分析して、債権管理条例及び同施行規則等に基づいて債権管理が適正になされているかを検証し、問題点を指摘し、具体的な改善策を提言することは、上記岡山市行財政改革推進プランに沿うものであり、有用であると考えます。

(4) 以上より、岡山市の債権の管理に係る事務の執行を特定の事件（テーマ）として選定した。

5 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	池田曜生（弁護士）
補助者	松井健二（弁護士）
補助者	秋山裕史（弁護士）
補助者	藤本英臣（弁護士）
補助者	山本多美子（弁護士）
補助者	小橋仙敬（公認会計士）
補助者	大田淳一（公認会計士）

第2章 包括外部監査の結果－監査対象債権の選定

〔市税〕¹

	監査対象債権
市税	個人市民税
	法人市民税
	事業所税
	特別土地保有税
	固定資産税
	都市計画税
	軽自動車税

〔強制徴収債権〕²

	監査対象債権
保険料等	国民健康保険料
	介護保険料
	後期高齢者医療保険料
	保育料等
	下水道事業負担金
その他の強制徴収債権	下水道使用料
	児童養護施設等措置費負担金
	介護報酬不正請求返還金
	硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金

〔非強制徴収債権〕³

	監査対象債権
非強制徴収公債権	生活保護費返還金・徴収金
	児童手当返納金

¹ 債権管理条例を前提に，市税と債権を区別する。なお，監査手続においては，市税とその他の債権の管理事務の比較も重要であると考え，市税も含めて，監査対象債権の選定を行った。

² 強制徴収債権とは，債権のうち，法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の特例により処分することができるものをいう（債権管理条例2条2号）。岡山市では強制徴収債権のうち保険料等の滞納整理を料金課が分掌することから，保険料等とその他の強制徴収債権に分類することができる。

³ 非強制徴収債権とは，債権のうち，強制徴収債権以外の債権をいう（債権管理条例2条3号）。

	児童扶養手当返納金
	施設使用料
	売上高割使用料
	一般被保険者療養給付費返納金
	幼稚園授業料
	老人福祉施設措置費負担金
	ごみ処理手数料
	し尿処理手数料
	ふれあいセンター施設使用料
	墓地管理手数料
	身体障害者福祉施設措置費負担金
私債権	住宅新築資金等貸付金
	平成 18 年度同和施策補助金返還金
	水道料金
	岡山市奨学金貸付金
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
	公営住宅使用料
	市営住宅敷地内自動車保管場所使用料
	損害賠償金（住宅課）
	損害賠償金（都市企画総務課）
	余熱発電電力収入
	家庭奉仕事業費徴収金
	高齢者住宅整備資金貸付金
	福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権
	災害援護資金貸付金
	障害者住宅整備資金貸付金償還金
	電力料徴収金・水道料等徴収金

第 3 章 包括外部監査の結果－岡山市の債権管理事務に関するルール（概要）

1 債権管理条例及び同施行規則の概要

〔強制徴収債権の管理事務〕

債権管理台帳の作成	債権管理条例 4 条，同施行規則 2 条
督促	債権管理条例 5 条，同施行規則 3 条 2 項

滞納処分, 徴収猶予, 換価の猶予, 滞納処分の停止	債権管理条例 6 条
履行期限の繰上げ	債権管理条例 8 条
債権の申出等	債権管理条例 9 条

〔非強制徴収債権の管理事務〕

債権管理台帳の作成	債権管理条例 4 条, 同施行規則 2 条
督促	債権管理条例 5 条, 同施行規則 3 条 2 項
強制執行等	債権管理条例 7 条, 同施行規則 4 条
履行期限の繰上げ	債権管理条例 8 条
債権の申出等	債権管理条例 9 条
徴収の停止	債権管理条例 10 条, 同施行規則 5 条
履行延期の特約又は処分	債権管理条例 11 条
免除	債権管理条例 12 条
放棄	債権管理条例 13 条, 同施行規則 6 条

2 その他の岡山市が定める債権管理事務に関するルール

岡山市は、債権管理条例及び同施行規則以外にも、債権管理事務に関するルールを定めている。例えば、市税条例、分担金条例、会計規則 43 条の 2 が定めている。

3 非強制徴収債権の債権管理マニュアル及び管理事務のフロー

(1) 債権対策室では、非強制徴収債権の管理事務について、債権管理の手引き(非強制徴収債権用)、非強制徴収債権用マニュアル、回収困難と見込まれる債権の具体的判断基準、債権管理条例逐条解説を策定している。また、参考様式を用意している。

(2) また、債権対策室では、非強制徴収債権の管理事務の執行に関するフロー図を作成している。

第 4 章 包括外部監査の結果－市税

第 1 市税の概要

1 個人市民税

(1) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
--	----------	----------	----------

調定額	現年	38,901,794,531	39,479,668,612	39,883,159,845
	繰越	2,495,119,796	2,335,510,505	2,075,776,195
	合計	41,396,914,327	41,815,179,117	41,958,936,040
収入額	現年	38,328,267,403	38,982,067,419	39,451,730,968
	繰越	568,195,550	590,264,379	598,007,914
	合計	38,896,462,953	39,572,331,798	40,049,738,882
収入未済額	現年	585,853,118	507,224,231	442,445,173
	繰越	1,754,894,247	1,574,092,696	1,319,285,179
	合計	2,340,747,365	2,081,316,927	1,761,730,352
不納欠損額	現年	343,526	1,945,154	4,385,856
	繰越	174,031,709	171,462,819	158,704,109
	合計	174,375,235	173,407,973	163,089,965

2 法人市民税

(1) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	12,167,568,400	11,689,696,800	11,493,152,400
	繰越	199,587,186	169,478,850	128,683,871
	合計	12,367,155,586	11,859,175,650	11,621,836,271
収入額	現年	12,084,279,578	11,656,438,212	11,470,916,566
	繰越	32,626,541	35,522,182	28,660,762
	合計	12,116,906,119	11,691,960,394	11,499,577,328
収入未済額	現年	53,246,648	34,536,788	31,505,234
	繰越	134,479,502	94,584,983	82,459,365
	合計	187,726,150	129,121,771	113,964,599
不納欠損額	現年	80,169,874	34,300	258,300
	繰越	32,481,143	39,371,685	17,693,744
	合計	112,651,017	39,405,985	17,952,044

3 事業所税

(1) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	3,734,208,200	3,803,738,000	3,894,544,400

	繰越	50,344,864	33,399,322	27,006,922
	合計	3,784,553,064	3,837,137,322	3,921,551,322
収入額	現年	3,724,851,500	3,800,677,000	3,890,001,700
	繰越	8,467,478	8,573,400	1,983,600
	合計	3,733,318,978	3,809,250,400	3,891,985,300
収入未済額	現年	9,356,700	3,061,000	4,542,700
	繰越	24,059,922	23,945,922	25,023,322
	合計	33,416,622	27,006,922	29,566,022
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	17,834,764	880,000	0
	合計	17,834,764	880,000	0

4 特別土地保有税

(1) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	1,116,800	0	0
	繰越	6,999,700	9,284,500	6,642,700
	合計	8,116,500	9,284,500	6,642,700
収入額	現年	860,700	0	0
	繰越	0	2,641,800	1,090,800
	合計	860,700	2,641,800	1,090,800
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	0	6,642,700	5,551,900
	合計	0	6,642,700	5,551,900
不納欠損額	現年	256,100	0	0
	繰越	6,999,700	0	0
	合計	7,255,800	0	0

5 固定資産税

(1) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	43,574,659,800	44,839,181,100	45,484,839,200
	繰越	2,077,132,281	1,797,675,047	1,580,252,891

	合計	45,651,792,081	46,636,856,147	47,065,092,091
収入額	現年	43,152,247,702	44,472,994,911	45,191,661,268
	繰越	525,695,479	458,659,792	402,769,041
	合計	43,677,943,181	44,931,654,703	45,594,430,309
収入未済額	現年	420,873,829	365,258,440	280,755,788
	繰越	1,386,064,618	1,220,014,651	1,009,371,070
	合計	1,806,938,447	1,585,273,091	1,290,126,858
不納欠損額	現年	5,681,285	6,883,211	17,280,882
	繰越	165,396,784	119,100,752	168,780,365
	合計	171,078,069	125,983,963	186,061,247

(2) 指摘・意見

ア 未登記建物の調査

意見 1・市税事務所，課税管理課

税務署において、建物につき、前年度と今年度の貸借対照表の合計金額の差額の有無を確認し、多額の増額が認められる場合には、その内容を事業者を確認する作業を、費用対効果の点も考慮の上、実施するのが望ましい。

意見 2・市税事務所，課税管理課

固定資産税の賦課決定の期間制限は 5 年（地方税法 17 条の 5 第 5 項）であるから、新旧航空写真の対比は、写真対比の外部委託費を考慮のうえ、6 年よりも短い間隔（現に撮影されている 3 年間隔）で実施することが望ましい。なお、6 年前の写真との対比によっても、5 年の期間制限にかからない可能性はあるが、いずれにしても、その建築年月日は所有者の申告を待たざるを得ず、適時に申請・申告がなされない場合、適正な賦課が実現できない。

イ 未申告償却資産の調査

意見 3・課税管理課

税務署で関係書類を閲覧する際には、少額減価償却資産の取得価額に関する明細書及び租税特別措置法による特別償却の付表を閲覧するのが望ましく、そのために、税務署に協力を求めるのが望ましい。

6 都市計画税

(1) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	7,456,722,600	7,664,030,000	7,733,713,600
	繰越	409,070,171	354,775,500	312,535,352
	合計	7,865,792,771	8,018,805,500	8,046,248,952
収入額	現年	7,372,617,484	7,591,429,967	7,676,556,312
	繰越	103,319,045	90,605,084	79,785,269
	合計	7,475,936,529	7,682,035,051	7,756,341,581
収入未済額	現年	83,560,702	72,258,664	54,501,166
	繰越	273,422,598	241,053,688	200,605,096
	合計	356,983,300	313,312,352	255,106,262
不納欠損額	現年	1,145,942	1,372,328	3,502,418
	繰越	32,328,528	23,136,880	32,277,232
	合計	33,474,470	24,509,208	35,779,650

(2) 指摘・意見

意見4・市税事務所，課税管理課

固定資産税における意見1(未登記建物の調査)と同様である。

7 軽自動車税

(1) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	1,407,261,900	1,673,610,150	1,748,127,450
	繰越	116,456,375	106,955,695	110,852,286
	合計	1,523,718,275	1,780,565,845	1,858,979,736
収入額	現年	1,375,826,882	1,633,809,931	1,710,275,379
	繰越	24,979,262	23,003,587	25,521,017
	合計	1,400,806,144	1,656,813,518	1,735,796,396
収入未済額	現年	31,133,778	39,606,139	37,138,855
	繰越	78,995,430	72,803,291	73,771,130
	合計	110,129,208	112,409,430	110,909,985

不納欠損額	現年	720,964	583,848	1,132,048
	繰越	12,549,729	11,194,395	11,676,572
	合計	13,270,693	11,778,243	12,808,620

(2) 指摘・意見

ア その他（「生計を一にする者」）

意見 5・課税管理課

生計同一者の判断は、日常生活の資を共にしているか否かの観点からなされるべきであり、同居の事実の確認については、住民記録システムの情報の確認のみではなく、実際の同居の確認を行うのが望ましい。

イ 所有権留保軽自動車の売主

意見 6・収納課

所有権留保された軽自動車の買主に対する軽自動車税の滞納処分が奏功しない場合、売主に対する徴収手続をするのが望ましい。

第 2 市税の滞納整理及び指摘・意見

1 債権管理方針

意見 7・収納課

担当者ごとに収入未済額の圧縮目標を定めるのが望ましい。

2 納付相談

意見 8・収納課

納付相談の際に滞納者から聴取すべき資産・負債、収入・支出等の項目を定めた書式を作成するのが望ましい。

3 所在調査

指摘 1・収納課

滞納者の所在調査を徹底すべきである。具体的には、携帯電話会社に対する照会等を実施すべきである。また、転居した滞納者について、市職員による現地調査が困難な場合には、現地調査をサービサーに外部委託する等して、所在調査を実施すべきである。

4 滞納処分（運用の統一基準）

指摘 2・収納課

滞納処分の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。

5 滞納処分（動産の搜索及び差押え）

意見 9・収納課

動産の捜索及び差押えに注力することが望ましい。特に、タイヤロックによる自動車の差押えの件数を増やすのが望ましい。

6 換価猶予

指摘 3・収納課

申請による換価猶予において、保証人を提供できない事情を聴取し、記録化を励行すべきである。

7 滞納処分の停止（運用基準）

指摘 4・収納課

滞納処分の停止（地方税法 15 条の 7）の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。

8 滞納処分の停止（即時消滅の運用）

指摘 5・収納課

滞納者に所有不動産があるケースにおける即時消滅（地方税法 15 条の 7 第 5 項）の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。

指摘 6・収納課

賦課期日前に死亡している者を納税義務者として納税通知を送付し、滞納となっているケースについて、適式な納税通知を送付していないことを理由として、即時消滅（地方税法 15 条の 7 第 5 項）とする運用は廃止し、改めて相続人に納税通知を送付すべきである。

9 時効

指摘 7・収納課

分割納付誓約書兼債務承認書、別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉に必ず契印を捺印するように徹底すべきである。

意見 10・収納課

印鑑を所持しない滞納者に、分割納付誓約書兼債務承認書、別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉に氏のみをサインさせる運用を改めるのが望ましい。例えば、分割納付誓約書兼債務承認書に滞納金額を記載する、別紙未納明細書及び別紙納付計画書にも滞納者に日付の記入及び署名捺印を求める等の工夫をすることが考えられる。

10 延滞金

指摘 8・収納課

延滞金は、期別ごとの滞納税金が納付された時に調定すべきである。

指摘 9・収納課

延滞金の消滅につき、会計規則 43 条の 2 に則った処理をすべき

である。事務処理上煩瑣であることを考慮しても、最低限、未収延滞金の額を、決算書上明らかにすべきである。

1 1 債権管理マニュアル

指摘 10・収納課

平成 16 年 9 月作成の「市税に関するマニュアル」を改定すべきである。

第 5 章 包括外部監査の結果－強制徴収債権（保険料等）

第 1 保険料等の概要

1 国民健康保険料

(1) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	14,558,086,676	14,232,782,961	13,643,311,639
	繰越	3,590,912,119	3,351,343,760	3,264,432,905
	合計	18,148,998,795	17,584,126,721	16,907,744,544
収入額	現年	13,029,425,189	12,790,506,504	12,370,106,104
	繰越	868,612,159	838,946,180	882,060,518
	合計	13,898,037,348	13,629,452,684	13,252,166,622
収入未済額	現年	1,552,500,561	1,465,479,454	1,294,398,763
	繰越	1,895,057,576	1,884,477,397	1,819,932,741
	合計	3,447,558,137	3,349,956,851	3,114,331,504
不納欠損額	現年	0	0	1,000,371
	繰越	828,975,896	629,964,130	564,020,100
	合計	828,975,896	629,964,130	565,020,471

(2) 指摘・意見

ア その他（短期被保険者証）

指摘 11・国保年金課，料金課

短期被保険者証を送付する際の送付書には、「短期被保険者証の送付はするものの、現在の滞納保険料が解消されていないので、滞納処分をすることがある」という趣旨の警告を記載すべきである。なお、同警告文が、料金課の滞納処分手続を阻害するとの危惧については、料金課との連携により解消されるべきである。

イ その他（保険料減免）

指摘 12・国保年金課

保険料減免申請書の生活費の出所欄には必ず記入させるべきである。また、所得激減を理由に保険料減免申請する場合には、保険料減免申請書に従前の収入が入金されていた預金通帳の写しを必要に応じて添付させるべきである。

ウ その他（保険料減免）

意見 11・国保年金課

国民健康保険料減免申請書（国民健康保険条例施行規則様式 8号）（資料省略）の納付義務者欄の直下の「次の理由により国民健康保険料の減免を申請します。」との記載の次に、「その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を申告します。」との記載を追記するのが望ましい。併せて、保険料の減免を紹介している岡山市ウェブページにも、その旨を記載するのが望ましい。

2 介護保険料

(1) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	12,659,671,900	13,014,092,438	13,229,475,244
	繰越	284,321,459	290,555,482	295,033,208
	合計	12,943,993,359	13,304,647,920	13,524,508,452
収入額	現年	12,526,470,793	12,886,979,359	13,111,635,340
	繰越	64,306,314	65,243,317	67,800,636
	合計	12,590,777,107	12,952,222,676	13,179,435,976
収入未済額	現年	147,705,850	140,652,007	132,261,733
	繰越	143,744,830	155,211,415	156,354,639
	合計	291,450,680	295,863,422	288,616,372
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	76,489,324	70,327,096	71,033,204
	合計	76,489,324	70,327,096	71,033,204

(2) 指摘・意見

ア 滞納処分（連帯納付義務）

指摘 13・介護保険課，料金課

連帯納付義務者である世帯主や配偶者の資力を調査の上、滞納処分を行うべきである。

イ その他（保険料減免）

意見 12・介護保険課

岡山市介護保険料減免申請書（介護保険条例施行規則様式 3号）（資料省略）の冒頭の「なお、申請に伴う申告内容の虚偽、不備のため、この申請に基づく処分が取消されても異議ありません。」との記載の次に、「申請の理由が消滅した場合には、直ちにその旨を申告します。」との記載を追記するのが望ましい。併せて、保険料の減免を紹介している岡山市のウェブページにも、その旨を記載するのが望ましい。

ウ その他（保険料減免）

指摘 14・介護保険課

解雇、事業廃止を理由とする減免について、申請日の属する月からではなく、4月に遡って月割保険料を減免する場合、4月に申請できないやむを得ない事由を確認し、少なくとも岡山市介護保険料減免申請書の担当職員の所見欄に付記すべきである。

また、不動産の買換えを理由とする減免について、申請日の属する月からではなく、4月に遡って月割保険料を減免する場合、4月に申請できない特別な事情を確認し、少なくとも岡山市介護保険料減免申請書の担当職員の所見欄に付記すべきである。

エ その他（保険料減免）

意見 13・介護保険課

介護保険料施行規則と整合しない介護保険料減免取扱要領により減免が行われないようにするため、早期に改定を実施するのが望ましい。

オ その他（料金課と介護保険課の連携）

意見 14・介護保険課，料金課

介護保険課でも料金課の滞納支援システムの納付相談記録を閲覧できるようにするのが望ましい。

3 後期高齢者医療保険料

(1) 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	6,045,265,000	6,727,668,900	7,081,726,000
	繰越	79,788,869	76,720,489	75,716,254
	合計	6,125,053,869	6,804,389,389	7,157,442,254
収入額	現年	6,014,220,483	6,695,561,314	7,046,130,027
	繰越	26,395,302	24,050,103	26,066,357
	合計	6,040,615,785	6,719,611,417	7,072,196,384
収入未済額	現年	40,710,449	40,163,986	45,423,973
	繰越	36,419,940	35,742,968	38,183,913
	合計	77,130,389	75,906,954	83,607,886
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	17,062,227	17,011,598	11,571,684
	合計	17,062,227	17,011,598	11,571,684

(2) 指摘・意見

ア 滞納処分（連帯納付義務）

指摘 15・医療助成課，料金課

世帯主や配偶者に対して、滞納処分の検討を行うべきである。結果として一律に世帯主及び配偶者に請求しない扱いは、負担の公平の観点から改め、連帯納付義務者の資力を調査のうえ、滞納処分を実施すべきである。

イ 滞納処分（積極的な実施）

意見 15・医療助成課，料金課

滞納処分の予告を行った上、連帯納付義務者を含め、財産調査を徹底し、積極的に滞納処分を行うのが望ましい。

4 保育料等

- (1) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況（ただし、料金課所管に限る。）

単位：円

		平成 27 年度（※）	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	3,895,238,060	3,899,116,325	3,553,046,930
	繰越	343,986,159	313,425,381	292,410,085
	合計	4,239,224,219	4,212,541,706	3,845,457,015

収入額	現年	3,832,421,529	3,842,972,524	3,510,187,219
	繰越	53,439,398	52,788,530	62,452,106
	合計	3,885,860,927	3,895,761,054	3,572,639,325
収入未済額	現年	64,384,581	56,474,726	43,342,151
	繰越	246,925,100	236,047,709	207,206,349
	合計	311,309,681	292,522,435	250,548,500
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	43,652,161	24,659,542	22,772,332
	合計	43,652,161	24,659,542	22,772,332

※平成 27 年度認定こども園利用料は、就園管理課が所管であるため、上記数字には含まれていない（平成 27 年度認定こども園利用料収入未済額は、現年 2,331,200 円、繰越 0 円である。）。

(2) 指摘・意見

ア その他（生計主宰者）

指摘 16・就園管理課

「生計主宰者の認定方法について」（資料省略）に従って生計主宰者を認定すべきである。

指摘 17・就園管理課

上記「生計主宰者の認定方法について」に関し、決裁手続を行うべきである。

5 下水道事業負担金

(1) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	254,242,008	218,261,971	231,421,131
	繰越	21,731,916	17,188,966	13,154,331
	合計	275,973,924	235,450,937	244,575,462
収入額	現年	249,113,844	214,053,279	228,132,550
	繰越	8,187,815	5,743,560	4,346,223
	合計	257,301,659	219,796,839	232,478,773
収入未済額	現年	5,128,164	4,208,692	3,288,581
	繰越	12,060,802	9,019,902	6,994,190

	合計	17,188,966	13,228,594	10,282,771
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	1,483,299	2,425,504	1,813,918
	合計	1,483,299	2,425,504	1,813,918

(2) 指摘・意見

ア 滞納処分（連帯納付義務）

指摘 18・下水道営業課，料金課

連帯納付義務を負う者に対して，督促をし，滞納処分を検討すべきである。

第 2 保険料等の滞納整理及び指摘・意見

1 納付相談

意見 16・料金課

納付相談の際に滞納者から聴取すべき資産・負債，収入・支出等の項目を盛り込んだ書式を作成するのが望ましい。

2 所在調査

指摘 19・料金課

滞納者の所在調査を徹底すべきである。具体的には，転居先の市町村役場に対する滞納者の所得等の照会，転居先の市町村内にある金融機関に対する照会，携帯電話会社に対する照会等を実施すべきである。また，転居した滞納者について，市職員による現地調査が困難な場合には，現地調査をサービサーに外部委託する等して，所在調査を実施すべきである。

3 相続人調査

指摘 20・料金課

滞納者が死亡した場合には，相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお，相続人に対して請求するにあたり，事前に，死亡した滞納者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

4 滞納処分（着手時期）

指摘 21・料金課

滞納者の財産調査を実施して滞納処分可能な財産が判明した場合には，督促状の指定期限後 60 日目までに滞納処分に着手すべきである。

5 滞納処分（動産の搜索及び差押え）

意見 17・料金課

動産の搜索及び差押えに注力することが望ましい。特に、タイヤロックによる自動車の差押えに取り組むのが望ましい。

6 滞納処分の停止

指摘 22・料金課

滞納処分の停止（地方税法 15 条の 7）の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。

指摘 23・料金課

滞納処分の停止をしたときは、その旨を滞納者に書面で通知すべきである。

7 延滞金

指摘 24・料金課

延滞金は、期別ごとの滞納保険料等が完納された時に調定すべきである。

指摘 25・料金課

延滞金の消滅につき、会計規則 43 条の 2 に則った処理がなされるべきである。事務処理上煩瑣であることを考慮しても、最低限、未収延滞金の額を、決算書上明らかにすべきである。

8 その他（保険料の法定軽減及び減免）

意見 18・料金課

賦課元課と連携して、法定軽減及び減免規定の対象となりうる者に対して、これらの規定の適用の十全を図ることが望ましい。特に、滞納者が破産法上の免責許可決定を受けていることを把握した場合には、減免規定に関する申請を促すことが望ましい。

第 6 章 包括外部監査の結果－強制徴収債権（その他）

第 1 下水道使用料

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

下水道使用料 (水道による汚水)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	10,004,744,836	10,017,701,073	10,092,603,979
	繰越	1,798,985,329	1,785,451,153	1,779,082,522
	合計	11,803,730,165	11,803,152,226	11,871,686,501

収入額（現年は翌年度5月末時点）	現年	9,913,654,850	9,943,082,343	9,998,274,208
	繰越	1,731,208,181	1,724,696,397	1,721,839,364
	合計	11,644,863,031	11,667,778,740	11,720,113,572
収入未済額（未還付除く。現年は翌年度5月末時点）	現年	91,089,986	74,618,730	94,329,771
	繰越	52,854,645	49,989,877	47,043,113
	合計	143,944,631	124,608,607	141,372,884
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	14,922,503	10,764,879	10,200,045
	合計	14,922,503	10,764,879	10,200,045

単位：円

下水道使用料 （井水による汚水）		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	361,052,981	320,300,339	312,858,829
	繰越	28,696,949	26,828,451	21,059,048
	合計	389,749,930	347,128,790	333,917,877
収入額（現年は翌年度4月末時点）	現年	360,563,486	319,817,250	312,383,173
	繰越	27,324,221	25,641,789	19,961,119
	合計	387,887,707	345,459,039	332,344,292
収入未済額（現年は翌年度4月末時点）	現年	489,495	483,089	475,656
	繰越	682,116	630,054	547,521
	合計	1,171,611	1,113,143	1,023,177
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	690,612	556,608	550,408
	合計	690,612	556,608	550,408

2 指摘・意見

(1) 納付相談（井水による汚水・水道による汚水）

意見 19・下水道営業課，水道局

納付相談の際に滞納者から聴取すべき資産・負債，収入・支出等の項目を盛り込んだ書式を作成するのが望ましい。

(2) 所在調査（水道による汚水）

指摘 26・下水道営業課，水道局

水道局は，下水道営業課との連絡を密に行い，下水道営業課と連携して，所在が把握できない滞納者の所在調査及び徴収に努めるべきである。

(3) 相続人調査（水道による汚水）

指摘 27・下水道営業課，水道局

少なくとも同居者がいない滞納者が死亡した場合には，相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお，相続人に対して請求するにあたり，事前に，死亡した滞納者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

(4) 督促（水道による汚水）

指摘 28・下水道営業課，水道局

納期限後 20 日までに督促状を送付すべきである。

(5) 滞納処分（井水による汚水・水道による汚水）

指摘 29・下水道営業課

下水道使用料は，強制徴収債権であるから，滞納処分を検討すべきである。

指摘 30・下水道営業課

滞納処分の従事に必要となる徴収吏員証を担当者に交付して，滞納処分を実施する体制を整えるべきである。

意見 20・下水道営業課，水道局

下水道営業課が適時に下水道使用料（水道による汚水）の滞納処分を実施できるように，水道局の下水道営業課に対する下水道使用料の徴収事務に関する報告内容及び報告時期等を見直すことが望ましい。

意見 21・下水道営業課，料金課

滞納処分を効率的に実施するため，例えば下水道事業負担金の徴収事務を担当している料金課等，滞納処分のノウハウの蓄積がある他の課と協力するのが望ましい。

(6) 分納誓約（井水による汚水・水道による汚水）

指摘 31・下水道営業課，水道局

分納誓約は，必ず，滞納者の資産・負債，収入・支出等の状況を具体的に把握した上で，その裏付けとなる資料の提出を求め，分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(7) 延滞金（水道による汚水・井水による汚水）

指摘 32・下水道営業課，水道局

納期限までに納付しない場合，延滞金の徴収努力をすべきであ

る。

第 2 児童養護施設等措置費負担金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	16,232,340	18,124,077	19,202,782
	繰越	29,162,338	30,338,538	31,148,595
	合計	45,394,678	48,462,615	50,351,377
収入金	現年	9,645,080	11,562,618	11,792,852
	繰越	275,900	601,400	244,676
	合計	9,920,980	12,164,018	12,037,528
収入未済額	現年	6,587,260	6,561,459	7,409,930
	繰越	23,751,278	24,587,136	25,430,369
	合計	30,338,538	31,148,595	32,840,299
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	5,135,160	5,150,002	5,473,550
	合計	5,135,160	5,150,002	5,473,550

2 指摘・意見

(1) 分納誓約

指摘 33・こども総合相談所

分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(2) 延滞金

指摘 34・こども総合相談所

納期限までに納付しない場合、延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(3) 滞納処分（実施体制等）

指摘 35・こども総合相談所

児童養護施設等措置費負担金は、強制徴収債権であるから、滞納処分を検討すべきである。

指摘 36・こども総合相談所

滞納処分を実施する体制を整えるべきである。

意見 22・こども総合相談所

滞納処分を効率的に実施するため，例えば児童養護施設等措置費負担金と同様の強制徴収債権である保育料等の徴収事務を担当している料金課等，滞納処分のノウハウの蓄積がある他の課と協力するのが望ましい。

(4) その他（還付充当の通知）

指摘 37・こども総合相談所

過誤納金を還付充当したときは，原則として文書を作成して通知することを徹底すべきである。

(5) その他（減免）

指摘 38・こども総合相談所

措置費負担金減免取扱要綱（資料省略）2条4号及び4条4号の判断過程が不明確であり，各条項を適切に判断すべきである。

第3 介護報酬不正請求返還金

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	0	0	84,414,856
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	84,414,856
収入額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
収入未済額	現年	0	0	84,414,856
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	84,414,856
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 法的措置（刑事告訴，訴訟手続等）

意見 23・介護保険課

組織的関与のない不正請求のケースにおいては，実地指導を徹

底していくのが望ましいところ，既にその指導がなされており，今後も実地指導の強化が望ましい。また，本件における重複請求の防止のためには，実地指導において，同一ヘルパーのサービス提供時間を名寄せして，重複請求されている時間帯の有無を検査することで，同種事案を防止するのが望ましい。他方で，組織的関与のある不正請求のケースにおいては，一般予防の観点から，刑事告訴により，刑事手続に委ねるのが望ましい。

意見 24・介護保険課

訪問介護サービス提供記録票作成者とともに，A社代表取締役及び施設長に対して，損害賠償請求訴訟を提起するのが望ましい。

第4 硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	56,813,284	56,801,284	56,786,284
	合計	56,813,284	56,801,284	56,786,284
収入額	現年	0	0	0
	繰越	12,000	15,000	12,000
	合計	12,000	15,000	12,000
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	56,801,284	56,786,284	56,774,284
	合計	56,801,284	56,786,284	56,774,284
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 39・産業廃棄物対策課

債務者全員について，債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

(2) 時効

指摘 40・産業廃棄物対策課

滞納者の財産を調査し、滞納処分を検討することなく、時効消滅させるべきではない。

(3) 滞納処分（年金の差押え）

指摘 41・産業廃棄物対策課

年金受給者について、国税徴収法 77 条及び同法 76 条 1 項に基づき年金の差押えの可否を検討し、年金に差押可能金額が生じる場合には、年金の差押えを行い、年金に差押可能金額が生じない場合には、滞納処分の停止を検討すべきである。

(4) 滞納処分（給与の差押え）

指摘 42・産業廃棄物対策課

滞納者の収入調査を徹底し、給与所得者については、国税徴収法 77 条及び同法 76 条 1 項に基づき給与の差押えの可否を検討し、給与に差押可能金額が生じる場合には、給与の差押えを行い、給与に差押可能金額が生じない場合には、滞納処分の停止を検討すべきである。

(5) 法的措置（詐害行為取消権等）

意見 25・産業廃棄物対策課

売却に対する詐害行為取消権の行使を検討し、可能であれば、訴訟提起のうえ、徴収の徹底を図るのが望ましい。

(6) 行政代執行費用弁償金賦課・徴収マニュアル

意見 26・産業廃棄物対策課

代執行の実行前後における、代執行費用回収のための資産調査の徹底、代執行実行後の債権管理の方法、滞納処分及び滞納処分の停止手続選択の見極め、弁護士等の専門家への相談等を行うべき手続のマニュアルを作成し、課内及び他課の参考に供するのが望ましい。

第 7 章 包括外部監査の結果－非強制徴収公債権

第 1 生活保護費返還金・徴収金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

北区中央福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	134,252,043	106,697,757	158,846,467
	繰越	290,666,396	312,852,490	321,360,269
	合計	424,918,439	419,550,247	480,206,736

収入額	現年	78,665,984	59,726,797	101,597,054
	繰越	20,375,361	30,316,779	22,021,594
	合計	99,041,345	90,043,576	123,618,648
収入未済額	現年	55,586,059	46,970,960	57,249,413
	繰越	257,268,485	274,389,309	295,195,392
	合計	312,854,544	321,360,269	352,444,805
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	13,022,550	8,146,402	4,143,283
	合計	13,022,550	8,146,402	4,143,283

単位：円

北区北福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	11,494,141	13,632,047	27,763,769
	繰越	36,932,781	35,342,460	39,493,066
	合計	48,426,922	48,974,507	67,256,835
収入額	現年	7,976,161	6,933,306	19,749,637
	繰越	1,849,457	1,614,493	1,863,546
	合計	9,825,618	8,547,799	21,613,183
収入未済額	現年	3,517,980	6,698,741	8,014,132
	繰越	31,824,480	32,794,325	34,679,645
	合計	35,342,460	39,493,066	42,693,777
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	3,258,844	933,642	2,949,875
	合計	3,258,844	933,642	2,949,875

単位：円

中区福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	72,883,460	78,716,205	98,641,292
	繰越	367,335,024	385,080,378	402,855,460
	合計	440,218,484	463,796,583	501,496,752
収入額	現年	33,293,438	33,564,738	54,930,464
	繰越	12,696,620	11,904,818	12,515,771
	合計	45,990,058	45,469,556	67,446,235
収入未済額	現年	39,589,522	45,151,467	43,710,828
	繰越	343,918,177	357,703,993	377,894,035
	合計	383,507,699	402,855,460	421,604,863
不納欠損額	現年	0	0	0

	繰越	10,720,227	15,471,567	12,445,654
	合計	10,720,227	15,471,567	12,445,654

単位：円

東区福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	22,505,800	36,489,512	19,639,922
	繰越	61,127,300	69,326,589	95,851,855
	合計	83,633,100	105,816,101	115,491,777
収入額	現年	10,200,552	6,396,451	7,560,385
	繰越	3,163,239	3,005,126	5,240,291
	合計	13,363,791	9,401,577	12,800,676
収入未済額	現年	12,305,248	30,093,061	12,079,537
	繰越	57,021,341	65,777,833	88,357,612
	合計	69,326,589	95,870,894	100,437,149
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	942,720	543,630	2,253,952
	合計	942,720	543,630	2,253,952

単位：円

南区西福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	7,375,602	7,909,449	17,409,144
	繰越	29,214,193	29,897,337	29,693,183
	合計	36,589,795	37,806,786	47,102,327
収入額	現年	4,002,548	5,322,254	12,194,598
	繰越	1,977,995	2,460,129	1,915,957
	合計	5,980,543	7,782,383	14,110,555
収入未済額	現年	3,373,054	2,587,195	5,214,546
	繰越	26,524,283	27,105,988	27,730,014
	合計	29,897,337	29,693,183	32,944,560
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	711,915	331,220	47,212
	合計	711,915	331,220	47,212

単位：円

南区南福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	43,323,154	39,005,361	50,472,564
	繰越	132,357,873	133,825,472	135,768,800
	合計	175,681,027	172,830,833	186,241,364

収入額	現年	25,793,195	23,092,841	35,963,892
	繰越	5,420,084	5,300,662	6,521,542
	合計	31,213,279	28,393,503	42,485,434
収入未済額	現年	17,529,959	15,912,520	14,508,672
	繰越	116,295,513	119,856,280	124,128,042
	合計	133,825,472	135,768,800	138,636,714
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	10,642,276	8,668,530	5,110,219
	合計	10,642,276	8,668,530	5,110,219

2 指摘・意見

(1) 債権の発生

指摘 43・福祉事務所

研修等による担当職員のスキルアップ，査察指導員等によるチェック体制の強化等の対策を実施することにより，扶助費算定の誤りを可及的に防止すべきである。

(2) 督促

指摘 44・福祉事務所

納期限までに納付されない場合には，納期限後 20 日以内に督促状を送付すべきである。

(3) 催告

指摘 45・福祉事務所

督促後も完納しない場合には，定期的に催告状を発送すべきである。

(4) 相続人調査

指摘 46・福祉事務所

債務者が死亡した場合には，相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお，相続人に対して請求するにあたり，事前に，死亡した債務者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

(5) 延滞金

指摘 47・福祉事務所

納期限までに納付しなかった場合，延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には，納期限までに納付しなかつ

たことについて「やむを得ない事由」があると認めた場合、すなわち、「債務者が生活保護法による保護を受けている場合又は支払能力がないと認められる場合」であることを確認すべきである。

(6) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 48・福祉事務所

督促後、少なくとも1年を経過してもなお履行されない場合には、徴収停止（自治令171条の5、債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6、債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き、訴訟手続等の法的措置をすべきである。

(7) 履行延期の特約・処分

指摘 49・福祉事務所

履行延期の処分をする場合には、原則としてその延長に係る履行期限を当初の履行期限から5年以内とし、やむを得ない事情がある場合に限り、5年以内を限度として再度の延長を認めるべきであり、この期間を大きく超える長期間の延長は、厳に慎むべきである。

(8) 時効

指摘 50・福祉事務所

法令に基づいて時効管理をすべきである。履行延期の処分において分割納付を認める場合には、期限の利益喪失条項や履行期限の繰上げ条項を定めるべきである。

(9) 不納欠損

指摘 51・福祉事務所

処遇検討委員会の時期の変更を検討する等して、速やかに不納欠損処理する体制を整備すべきである。

(10) 滞納処分

意見 27・福祉事務所

78条に基づく徴収金について、稼働収入の無申告等の限定されたケースであっても、滞納処分による徴収を検討し、滞納処分により徴収する場合には速やかに実行できる体制を構築することが望ましい。

第2 児童手当返納金

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	2,735,000	3,040,000	1,365,000
	繰越	4,912,000	4,862,000	2,824,000
	合計	7,647,000	7,902,000	4,189,000
収入額	現年	1,550,000	2,465,000	990,000
	繰越	320,000	763,000	966,000
	合計	1,870,000	3,228,000	1,956,000
収入未済額	現年	1,185,000	575,000	375,000
	繰越	3,677,000	2,249,000	1,268,000
	合計	4,862,000	2,824,000	1,643,000
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	915,000	1,850,000	590,000
	合計	915,000	1,850,000	590,000

2 指摘・意見

(1) 債権管理マニュアル（マニュアルの遵守）

指摘 52・こども福祉課

こども福祉課作成の事務処理マニュアルを遵守して債権管理事務を執行すべきである。

(2) 債権管理マニュアル（執行方法及び書式の統一）

意見 28・こども福祉課

児童手当返納金及び児童扶養手当返納金に関する債権管理事務のうち共通する事務については、その執行方法及び書式を統一化することが望ましい。

(3) その他（児童手当の不正受給）

意見 29・こども福祉課

児童手当の不正受給（児童手当法 14 条 1 項）の認定について、積極的に検討することが望ましい。

第 3 児童扶養手当返納金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	8,073,370	20,132,270	18,173,350
	繰越	22,331,870	23,418,960	30,842,520

	合計	30,405,240	43,551,230	49,015,870
収入額	現年	3,042,780	10,342,340	10,164,620
	繰越	534,080	994,160	1,396,840
	合計	3,576,860	11,336,500	11,561,460
収入未済額	現年	5,030,590	9,789,930	8,008,730
	繰越	18,388,370	21,052,590	25,606,720
	合計	23,418,960	30,842,520	33,615,450
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	3,409,420	1,372,210	3,838,960
	合計	3,409,420	1,372,210	3,838,960

2 指摘・意見

(1) 債権の発生

指摘 53・こども福祉課

平成 26 年度以前に発生した児童扶養手当返納金のうち、債権管理台帳で管理しているものについては、その管理方法を改め、正確な債権額を集計して、全て歳入調定すべきである。

(2) 債権管理マニュアル

指摘 54・こども福祉課

こども福祉課作成の事務処理マニュアルを遵守して債権管理事務を執行すべきである。

(3) その他（領収した現金の取扱い）

意見 30・こども福祉課

銀行窓口閉鎖時間以降に領収した現金については、市役所本庁舎 1 階にある夜間金庫に預けることが望ましい。

(4) その他（不正受給）

意見 31・こども福祉課

児童扶養手当の不正受給（児童扶養手当法 23 条 1 項）について、積極的に検討することが望ましい。なお、不正受給の具体例について、「児童扶養手当法第 23 条に規定する不正受給の具体例について」（昭和 37 年 5 月 7 日厚生省児童局企画課長通知（児企発 89 号）各都道府県民生主管部（局）長あて厚生省児童局企画課長通知）を参照されたい。

第4 施設使用料

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	464,527,305	457,912,425	452,566,797
	繰越	11,107,729	13,866,979	13,310,030
	合計	475,635,034	471,779,404	465,876,827
収入額（現年は翌年度4月末時点）	現年	457,144,870	452,060,122	446,544,876
	繰越	4,623,185	6,409,252	4,941,106
	合計	461,768,055	458,469,374	451,485,982
収入未済額（現年は翌年度4月末時点）	現年	7,382,435	5,852,303	6,021,921
	繰越	6,484,544	7,457,727	8,368,924
	合計	13,866,979	13,310,030	14,390,845
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 55・市場事業部

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

意見 32・市場事業部

滞納者ごとに関係書類を整備し、施設使用料を統一的に管理するのが望ましい。

(2) 債権管理マニュアル、債権管理事務の引継ぎ

意見 33・市場事業部

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(3) 延滞金

指摘 56・市場事業部

納期限までに納付しなかった場合、中央卸売市場業務条例施行規程93条に従って、延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(4) その他（名義人ではない者への請求）

指摘 57・市場事業部

滞納が発生した場合の督促及び催告は、使用許可を受けている名義人本人に対して行うべきである。

(5) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 58・市場事業部

督促後、少なくとも1年を経過してもなお履行されない場合には、徴収停止（自治令171条の5、債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6、債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き、訴訟手続等の法的措置をすべきである。

(6) 分納誓約

指摘 59・市場事業部

債務承認及び分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(7) 時効，不納欠損

指摘 60・市場事業部

施設使用料について、消滅時効が完成した後に請求しないように、時効管理を徹底すべきである。また、施設使用料について、消滅時効が完成したときは、速やかに不納欠損処理すべきである。

第5 売上高割使用料

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	147,112,759	145,064,320	139,610,657
	繰越	12,661	11,025	37,237
	合計	147,125,420	145,075,345	139,647,894
収入額（現年は翌年度4月末時点）	現年	147,101,734	145,029,480	139,567,086
	繰越	12,661	8,628	11,554
	合計	147,114,395	145,038,108	139,578,640
収入未済額（現年は翌年度4月末時点）	現年	11,025	34,840	43,571
	繰越	0	2,397	25,683
	合計	11,025	37,237	69,254
不納欠損額	現年	0	0	0

	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権の発生

指摘 61・市場事業部

事業者が販売金額として届け出た金額を決算書等に基づいて検証した上で、売上高割使用料を正確に算定すべきである。

(2) 債権管理台帳

指摘 62・市場事業部

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

意見 34・市場事業部

滞納者ごとに関係書類を整備し、売上高割使用料を統一的に管理するのが望ましい。

(3) 債権管理マニュアル、債権管理事務の引継ぎ

意見 35・市場事業部

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(4) 延滞金

指摘 63・市場事業部

納期限までに納付しなかった場合、中央卸売市場業務条例施行規程 93 条に従って、延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(5) 督促・催告

指摘 64・市場事業部

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。また、督促後も納付されない場合には、定期的に催告すべきである。

第 6 一般被保険者療養給付費返納金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
--	----------	----------	----------

調定額	現年	17,236,752	24,485,427	52,819,127
	繰越	10,261,675	11,580,413	18,216,814
	合計	27,498,427	36,065,840	71,035,941
収入額	現年	13,975,653	15,741,912	42,428,397
	繰越	1,522,077	1,851,062	1,896,394
	合計	15,497,730	17,592,974	44,324,791
収入未済額	現年	3,261,099	8,743,515	10,390,730
	繰越	8,514,598	9,480,101	15,818,626
	合計	11,775,697	18,223,616	26,209,356
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	225,000	249,250	501,794
	合計	225,000	249,250	501,794

2 指摘・意見

(1) 債権管理マニュアル

意見 36・国保年金課

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(2) 分納誓約

指摘 65・国保年金課

債務承認及び分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(3) 督促

指摘 66・国保年金課

督促は、納期限後 20 日までにを行うべきである。

指摘 67・国保年金課

督促日は漏れなく把握すべきである。また、催告は「督促状」の名称で行うべきではない。

第 7 幼稚園授業料

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	254,368,550	242,706,850	225,726,380
	繰越	10,084,700	9,997,850	9,534,800

	合計	264,453,250	252,704,700	235,261,180
収入額	現年	252,417,250	240,896,400	224,746,630
	繰越	269,300	626,500	1,054,200
	合計	252,686,550	241,522,900	225,800,830
収入未済額	現年	1,951,300	1,810,450	979,750
	繰越	8,096,700	7,743,250	6,736,500
	合計	10,048,000	9,553,700	7,716,250
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	1,718,700	1,628,100	1,744,100
	合計	1,718,700	1,628,100	1,744,100

2 指摘・意見

(1) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 68・就園管理課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令171条の5、債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6、債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き、訴訟手続等の法的措置（自治令171条の2、債権管理条例7条、同施行規則4条）をすべきである。

(2) 分納誓約

指摘 69・就園管理課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

第8 老人福祉施設措置費負担金

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

養護老人ホーム		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	110,732,893	111,328,224	110,193,988
	繰越	6,660,045	6,416,591 (H27年度現年の調定の誤りがあり、H27)	7,145,815

			年度収入未済額から △25,678 円で調定し 直している。)	
	合計	117,392,938	117,744,815	117,339,803
収入額	現年	109,609,193	110,174,366	109,135,988
	繰越	1,106,896	205,000	1,245,355
	合計	110,716,089	110,379,366	110,381,343
収入未済額	現年	1,123,700	1,153,858	1,058,000
	繰越	5,318,569	5,991,957	5,738,460
	合計	6,442,269	7,145,815	6,796,460
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	234,580	219,634	162,000
	合計	234,580	219,634	162,000

単位：円

特別養護老人ホーム		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	562,239	653,169	139,987
	繰越	3,855,011	3,636,705	3,826,840
	合計	4,417,250	4,289,874	3,966,827
収入額	現年	296,110	463,034	68,427
	繰越	484,435	0	190,135
	合計	780,545	463,034	258,562
収入未済額	現年	266,129	190,135	71,560
	繰越	3,370,576	3,636,705	2,339,832
	合計	3,636,705	3,826,840	2,411,392
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	1,296,873
	合計	0	0	1,296,873

2 指摘・意見

(1) 債権管理マニュアル，督促

指摘 70・高齢者福祉課

納期限までに納付されない場合には，納期限後 20 日以内に督促すべきである。また，これと異なる事務処理マニュアルの記載は，直ちに訂正すべきである。

(2) 分納誓約

指摘 71・高齢者福祉課

督促状の「一度に納付が困難であり，分納による場合は，別紙分納誓約書を納入期限までに提出ください。後日，分納用の納付書を送ります。」という記載は削除すべきである。また，分納誓約は，必ず，滞納者の資産・負債，収入・支出等の状況を具体的に把握した上で，その裏付けとなる資料の提出を求め，分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(3) 時効

指摘 72・高齢者福祉課

分納誓約書に基づく一部納付について，当該分納誓約自体による時効中断の効力だけでなく，当該一部納付による時効中断の効力についても検討のうえ，時効管理をすべきである。

(4) 時効

指摘 73・高齢者福祉課

老人福祉施設措置費負担金が時効期間の経過によって消滅した後に滞納者等から弁済を受けることがないように，時効中断事由及び時効の起算点を債権管理台帳に正確に記録し，時効管理を徹底すべきである。なお，時効の適切な管理ができていなかったことから，平成 29 年度に請求を停止したケースにおける老人福祉施設措置費負担金については，時効期間の経過によって消滅した後に，滞納者等から弁済を受けている可能性があるため，事実関係を調査し，適切に対処すべきである。

(5) その他（被措置者の判断能力）

意見 37・高齢者福祉課

高齢者福祉課は，老人福祉法 11 条に基づく被措置者の判断能力に疑義がある場合には，債務者の親族に成年後見制度を説明する等して，成年後見制度の利用を促すのが望ましい。

(6) その他（扶養義務者の認定）

指摘 74・高齢者福祉課

老人福祉法 28 条 1 項費用徴収規則 3 条に基づき，扶養義務者を認定すべきである。

第 9 ごみ処理手数料

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	4,697,680	0	46,930
	繰越	4,261,410	8,254,090	4,980,010
	合計	8,959,090	8,254,090	5,026,940
収入額	現年	0	0	46,930
	繰越	705,000	3,274,080	95,000
	合計	705,000	3,274,080	141,930
収入未済額	現年	4,697,680	0	0
	繰越	3,556,410	4,980,010	4,885,010
	合計	8,254,090	4,980,010	4,885,010
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理マニュアル，債権管理事務の引継ぎ

意見 38・環境施設課

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(2) 延滞金

指摘 75・環境施設課

納期限までに納付しなかった場合，延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には，納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(3) 分納誓約

指摘 76・環境施設課

債務承認及び分納誓約に関する書類は，少なくとも完納するまで保管すべきである。

(4) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 77・環境施設課

督促後，少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは，徴収停止（自治令 171 条の 5，債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き，訴訟手続等の法的措置（自治令

171条の2、債権管理条例7条、同施行規則4条)をすべきである。

第10 し尿処理手数料

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	35,424,570	34,462,685	30,834,800
	繰越	7,513,520	5,241,800	3,743,810
	合計	42,938,090	39,704,485	34,578,610
収入額	現年	34,842,320	34,149,865	30,604,450
	繰越	1,948,820	1,081,210	1,028,170
	合計	36,791,140	35,231,075	31,632,620
収入未済額	現年	582,250	312,820	230,350
	繰越	4,659,550	3,430,990	2,219,090
	合計	5,241,800	3,743,810	2,449,440
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	905,150	729,600	496,550
	合計	905,150	729,600	496,550

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘78・環境事業課

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備し、し尿処理手数料を統一的に管理すべきである。

(2) 債権管理台帳

意見39・環境事業課

債権管理台帳における氏名をカタカナだけでなく漢字も併記するのが望ましい。

(3) 債権管理マニュアル、債権管理事務の引継ぎ

指摘79・環境事業課

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備すべきである。

(4) 延滞金

指摘80・環境事業課

納期限までに納付しなかった場合、延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(5) 分納誓約

指摘 81・環境事業課

債務承認及び分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(6) 分納誓約

指摘 82・環境事業課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(7) 時効

指摘 83・環境事業課

し尿処理手数料について、消滅時効が完成した後に請求しないように、また、消滅時効が完成する前に、不納欠損処理しないように、時効管理を徹底すべきである。

第 1 1 ふれあいセンター施設使用料

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	2,173,920	2,173,920	2,173,920
	合計	2,173,920	2,173,920	2,173,920
収入額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	2,173,920	2,173,920	2,173,920
	合計	2,173,920	2,173,920	2,173,920
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0

	合計	0	0	0
--	----	---	---	---

2 指摘・意見

(1) 督促

指摘 84・福祉援護課

納期限までに納付されない場合には，納期限後 20 日以内に督促すべきである。

(2) 履行延期の特約等

指摘 85・福祉援護課

非強制徴収公債権である施設使用料と私債権である施設利用に伴う光熱水費について履行延期の処分・特約をする場合，履行期ごとに各債権の分割納付額を明示すべきである。

(3) 履行延期（納付書の交付）

指摘 86・福祉援護課

履行延期の処分を行った場合，納期限ごとの納付書を交付すべきである。

第 1 2 墓地管理手数料

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	15,460,860	19,706,810	25,227,340
	繰越	1,820,650	1,942,570	1,708,640
	合計	17,281,510	21,649,380	26,935,980
収入額	現年	14,792,160	19,130,460	24,768,390
	繰越	530,150	662,050	231,980
	合計	15,322,310	19,792,510	25,000,370
収入未済額	現年	668,700	576,350	458,950
	繰越	1,290,500	1,280,520	1,476,660
	合計	1,959,200	1,856,870	1,935,610
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	168,000	121,000	16,000
	合計	168,000	121,000	16,000

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 87・生活安全課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

意見 40・生活安全課

滞納者ごとに関係書類を整備し，墓地管理手数料を統一的に管理するのが望ましい。

(2) 督促

指摘 88・生活安全課

納期限までに納付されない場合には，納期限後 20 日以内に督促すべきである。

(3) 催告

意見 41・生活安全課

臨戸徴収（訪問催告）の再開を検討すべきである。

(4) 分納誓約

指摘 89・生活安全課

債務承認及び分納誓約は，滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(5) 債権管理マニュアル，債権管理事務の引継ぎ

意見 42・生活安全課

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(6) その他（墓地に催告目的の看板設置）

意見 43・生活安全課

滞納者に対する催告を目的として，滞納者が使用する墓地に看板を設置する行為は，控えるべきである。

第 1 3 身体障害者福祉施設措置費負担金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	1,421,000	1,391,000	1,391,000
	合計	1,421,000	1,391,000	1,391,000
収入額	現年	0	0	0

	繰越	30,000	0	0
	合計	30,000	0	0
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	1,391,000	1,391,000	1,391,000
	合計	1,391,000	1,391,000	1,391,000
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 時効

指摘 90・障害福祉課

身体障害者福祉施設措置費負担金について、消滅時効が完成したときは、速やかに不納欠損処理をすべきである。

第8章 包括外部監査の結果－私債権

第1 住宅新築資金等貸付金

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	6,938,856	5,737,804	4,071,917
	繰越	1,869,160,578	1,830,439,653	1,763,256,724
	合計	1,876,099,434	1,836,177,457	1,767,328,641
収入額	現年	4,565,747	3,607,174	1,896,871
	繰越	24,223,479	26,943,872	20,721,918
	合計	28,789,226	30,551,046	22,618,789
収入未済額	現年	2,373,109	2,130,630	2,175,046
	繰越	1,828,066,544	1,761,126,094	1,736,146,230
	合計	1,830,439,653	1,763,256,724	1,738,321,276
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	16,870,555	42,369,687	6,388,576
	合計	16,870,555	42,369,687	6,388,576

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

意見 44・人権推進課

住宅新築資金等貸付金は、その債権管理に必要な情報を1つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理することが望ましい。

(2) 督促

指摘 91・人権推進課

納期限までに納付されない場合には、納期限後20日以内に督促すべきである。また、督促後も納付されない場合には、定期的に催告すべきである。さらに、督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には、保証人に対して催告すべきである。

(3) 財産調査

意見 45・人権推進課

滞納者の同意に基づき、滞納者の資産・負債、収入・支出等の調査を徹底するのが望ましい。

(4) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 92・人権推進課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令171条の5、債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6、債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求や担保不動産競売申立て等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置（自治令171条の2、債権管理条例7条、同施行規則4条）をすべきである。

(5) 履行期限の繰上げ

意見 46・人権推進課

滞納者に対する履行期限の繰上げを検討することが望ましい。

(6) 分納誓約

指摘 93・人権推進課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(7) 不納欠損

意見 47・人権推進課

時効消滅、債権放棄又は免除した住宅新築資金等貸付金は、速やかに不納欠損処理をすることが望ましい。

(8) 遅延損害金

指摘 94・人権推進課

納期限までに納付しなかった場合，遅延損害金の徴収努力をすべきである。

(9) その他（証拠書類）

意見 48・人権推進課

徴収を要する債権の管理事務に関する書類は，同一の場所で保管するのが望ましい。

第 2 平成 18 年度同和施策補助金返還金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	-	-	-
	繰越	3,750,182	3,750,182	3,750,182
	合計	3,750,182	3,750,182	3,750,182
収入額	現年	-	-	-
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
収入未済額	現年	-	-	-
	繰越	3,750,182	3,750,182	3,750,182
	合計	3,750,182	3,750,182	3,750,182
不納欠損額	現年	-	-	-
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 95・人権推進課

債権管理台帳には，債権管理に必要な情報を正確に記載すべきである。

(2) 徴収停止

指摘 96・人権推進課

自治令 171 条の 5 第 1 号及び債権管理条例 10 条第 1 号に基づき徴収停止する場合には，法人の事業休止及び今後の事業の再開

見込みがない調査だけでなく、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないことの調査も実施すべきである。

第3 水道料金

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	13,649,268,895	13,663,160,578	13,690,191,701
	繰越	1,216,757,472	1,227,232,410	1,203,511,473
	減額	△184,302	△67,511	△212,194
	合計	14,865,842,065	14,890,325,477	14,893,490,980
収入額（現年は翌年度5月末時点）	現年	13,596,174,488	13,606,695,993	13,631,280,086
	繰越	1,192,187,060	1,205,370,050	1,181,751,711
	合計	14,788,361,548	14,812,066,043	14,813,031,797
収入未済額（現年は翌年度5月末時点）	現年	53,094,407	56,464,585	58,905,791
	繰越	14,010,820	12,705,280	13,353,971
	合計	67,105,227	69,169,865	72,259,762
不納欠損額	現年	0	0	5,824
	繰越	10,375,290	9,089,569	8,193,597
	合計	10,375,290	9,089,569	8,199,421

2 指摘・意見

(1) 督促

指摘97・水道局営業課，お客様センター

納期限までに納付されない場合には，納期限後20日以内に督促すべきである。

(2) 相続人調査

指摘98・水道局営業課，お客様センター

滞納者が死亡した場合には，相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお，相続人に対して請求するにあたり，事前に，死亡した滞納者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

(3) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 99・水道局営業課，お客様センター

督促後，少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは，徴収停止（自治令171条の5，債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6，債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き，訴訟手続等の法的措置（自治令171条の2，債権管理条例7条，同施行規則4条）をすべきである。

(4) 分納誓約

指摘 100・水道局営業課，お客様センター

誓約書記載の期限の利益喪失文言を削除すべきである。

指摘 101・水道局営業課，お客様センター

水道料金滞納整理事務取扱要綱に基づき，滞納者が滞納料金の分割納付を申し出た場合，納付期限の延長について決裁手続を行うべきである。

(5) 徴収停止（所在調査及び財産調査）

指摘 102・水道局営業課，お客様センター

滞納者について，債権管理条例10条2号の「所在（が）不明」の該当性を判断するために，住民票等の所在調査をすべきである。また，同号の「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」の該当性を判断するために，滞納者の財産を調査すべきである。

(6) 徴収停止（「少額」の基準）

指摘 103・水道局営業課，お客様センター

債権管理条例10条3号の「少額」を判断するに当たって，水道局営業課及びお客様センターにおいて基準を定めるべきである。

(7) 徴収停止（判断時期）

意見 49・水道局営業課，お客様センター

徴収停止の時点で，その要件該当性を判断するのが望ましい。

(8) 遅延損害金

指摘 104・水道局営業課，お客様センター

納期限までに納付しなかった場合，遅延損害金の徴収努力をすべきである。

(9) その他（連合使用者に対する請求）

指摘 105・水道局営業課，お客様センター

総代人が滞納した場合，総代理人と連帯して納付義務を負う連合

使用者にも請求すべきである。

(10) その他（給水停止）

指摘 106・水道局営業課，お客様センター

分納誓約に基づく履行を怠った者に対して，水道料金滞納整理事務取扱要綱 5 条 3 号に基づき，給水停止をすべきでない。

第 4 岡山市奨学金貸付金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	21,223,800	20,534,000	17,768,000
	繰越	20,623,850	22,090,850	22,291,350
	合計	41,847,650	42,624,850	40,059,350
収入額	現年	18,779,800	19,041,000	16,357,000
	繰越	977,000	1,292,500	640,000
	合計	19,756,800	20,333,500	16,997,000
収入未済額	現年	2,444,000	1,493,000	1,411,000
	繰越	19,646,850	20,798,350	21,651,350
	合計	22,090,850	22,291,350	23,062,350
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

意見 50・こども福祉課

債権管理台帳である岡山市奨学金管理システムに債権管理に必要な情報を集約するのが望ましい。

(2) 督促

指摘 107・こども福祉課

納期限までに納付されない場合には，納期限後 20 日以内に督促すべきである。

(3) 財産調査

意見 51・こども福祉課

債権管理方針を決定するにあたり，滞納者の資産・負債，収入・

支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

(4) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 108・こども福祉課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5、債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2、債権管理条例 7 条、同施行規則 4 条）をすべきである。

(5) 分納誓約

指摘 109・こども福祉課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。また、分納誓約書に、期限の利益喪失文言を記載しないようにすべきである。

(6) 債権放棄

意見 52・こども福祉課

消滅時効期間を経過した債権は、債権管理条例 13 条 1 項 5 号に基づいて、債権放棄するのが望ましい。

(7) 遅延損害金

指摘 110・こども福祉課

納期限までに納付しなかった場合、遅延損害金の徴収努力をすべきである。

第 5 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

母子福祉資金貸付金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	139,253,635	128,340,082	124,071,373
	繰越	274,233,299	276,337,639	265,089,893
	合計	413,486,934	404,677,721	389,161,266
収入額	現年	117,836,839	110,947,076	109,046,159

	繰越	18,348,127	27,529,752	24,778,817
	合計	136,184,966	138,476,828	133,824,976
収入未済額	現年	21,416,796	17,393,006	15,025,214
	繰越	255,885,172	248,807,887	240,311,076
	合計	277,301,968	266,200,893	255,336,290
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	964,329	1,111,000	468,338
	合計	964,329	1,111,000	468,338

単位：円

父子福祉資金貸付金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	79,804	260,906	416,926
	繰越	0	0	92,010
	合計	79,804	260,906	508,936
収入額	現年	79,804	168,896	341,172
	繰越	0	0	92,010
	合計	79,804	168,896	433,182
収入未済額	現年	0	92,010	75,754
	繰越	0	0	0
	合計	0	92,010	75,754
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

単位：円

寡婦福祉資金貸付金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	2,273,616	2,376,311	2,265,968
	繰越	14,491,151	14,441,077	13,928,197
	合計	16,764,767	16,817,388	16,194,165
収入額	現年	2,209,620	2,287,957	2,265,968
	繰越	114,070	601,234	649,116
	合計	2,323,690	2,889,191	2,915,084
収入未済額	現年	63,996	88,354	0
	繰越	14,377,081	13,839,843	13,279,081
	合計	14,441,077	13,928,197	13,279,081
不納欠損額	現年	0	0	0

	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 所在調査

意見 53・こども福祉課

県外に転居して所在が把握できない滞納者について、市職員による現地調査が困難な場合、現地調査をサービサーに外部委託する等して、県外における現地調査を実施することが望ましい。

(2) 財産調査

意見 54・こども福祉課

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債、収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

(3) 相続人調査

指摘 111・こども福祉課

債務者が死亡した場合には、相続人調査を実施し、相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお、相続人に対して請求するにあたり、事前に、死亡した債務者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

(4) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 112・こども福祉課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5、債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2、債権管理条例 7 条、同施行規則 4 条）をすべきである。

(5) 分納誓約

指摘 113・こども福祉課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(6) 債権放棄

意見 55・こども福祉課

債権管理条例 13 条 1 項各号のいずれかに該当する債権は、債権放棄するのが望ましい。

(7) 不納欠損

意見 56・こども福祉課

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について、消滅時効が完成したときは、速やかに不納欠損処理することが望ましい。

(8) 違約金

指摘 114・こども福祉課

違約金不徴収の事由を定めた市母子父子寡婦福祉法施行細則 18 条 2 項各号のうち 1 号～4 号を優先的に適用し、同項 5 号は例外的に適用すべきである。

(9) その他（現金の保管）

意見 57・こども福祉課

銀行窓口閉鎖時間以降に領収した現金については、市役所本庁舎 1 階にある夜間金庫に預けることが望ましい。また、現金領収の際には 2 人以上で対応するのが望ましい。

(10) その他（残高確認）

意見 58・こども福祉課

福祉総合システム上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額について定期的に突合して確認するのが望ましい。

第 6 公営住宅使用料

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	687,736,900	674,605,600	660,667,500
	繰越	428,754,847	413,386,307	392,851,307
	合計	1,116,491,747	1,087,991,907	1,053,518,807
収入額	現年	668,620,800	659,006,100	649,822,600
	繰越	30,750,740	28,944,750	26,640,354
	合計	699,371,540	687,950,850	676,462,954
収入未済額	現年	19,116,100	15,599,500	10,844,900
	繰越	394,270,207	381,181,307	171,830,219

	合計	413,386,307	396,780,807	182,675,119
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	3,733,900	3,260,250	194,380,734
	合計	3,733,900	3,260,250	194,380,734

2 指摘・意見

(1) 債権の発生

指摘 115・住宅課

入居者 A の連帯保証人 B が自ら入居申込みする場合、入居者 A に滞納がないか確認すべきである。

(2) その他（収納事務の委託）

指摘 116・住宅課，会計課

自治法 243 条及び自治令 158 条 1 項に基づき、収納事務を委託すべきである。また、収納事務を委託したときは、自治令 158 条 2 項に基づき告示等の手続をすべきである。

(3) 所在調査

指摘 117・住宅課

県外に転居して所在が把握できない滞納者について、市職員による現地調査が困難な場合、現地調査をサービサーに外部委託する等して、県外における現地調査を実施すべきである。

(4) 分納誓約

指摘 118・住宅課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(5) 債権管理マニュアル，債権管理事務の引継ぎ

指摘 119・住宅課

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備すべきである。

第 7 市営住宅敷地内自動車保管場所使用料

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
--	----------	----------	----------

調定額	現年	21,125,900	21,083,000	21,608,800
	繰越	6,490,100	5,509,800	4,995,600
	合計	27,616,000	26,592,800	26,604,400
収入額	現年	20,960,900	20,943,700	21,478,800
	繰越	1,145,300	653,500	467,700
	合計	22,106,200	21,597,200	21,946,500
収入未済額	現年	165,000	139,300	130,000
	繰越	5,344,800	4,856,300	4,386,900
	合計	5,509,800	4,995,600	4,516,900
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	141,000
	合計	0	0	141,000

2 指摘・意見

指摘 120～124・住宅課

公営住宅使用料における指摘 115～119 と同様である。

第 8 損害賠償金（住宅課）

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	1,005,200	1,483,460	10,575,185
	繰越	10,791,291	11,680,491	12,746,542
	合計	11,796,491	13,163,951	23,321,727
収入額	現年	22,000	325,409	410,341
	繰越	94,000	92,000	382,016
	合計	116,000	417,409	792,357
収入未済額	現年	983,200	1,158,051	10,164,844
	繰越	10,697,291	11,588,491	12,364,526
	合計	11,680,491	12,746,542	22,529,370
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 法的措置（強制執行等）

指摘 125・住宅課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令171条の5、債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6、債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、強制執行等の法的措置（自治令171条の2、債権管理条例7条、同施行規則4条）をすべきである。

(2) その他（訴訟費用の回収）

意見 59・住宅課

訴訟費用について、損害賠償として請求するのであれば、訴訟費用額確定処分により訴訟費用の負担額を確定させるのが望ましい。

(3) その他（執行費用の回収）

意見 60・住宅課

執行費用について、損害賠償として請求するのであれば、執行費用額確定処分により執行費用の負担額を確定させるのが望ましい。

第9 損害賠償金（都市企画総務課）

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	350,000	3,361,265	0
	繰越	55,507,443	55,507,443	55,507,443
	合計	55,857,443	58,868,708	55,507,443
収入額	現年	210,000	3,361,265	0
	繰越	0	0	0
	合計	210,000	3,361,265	0
収入未済額	現年	140,000	0	0
	繰越	55,507,443	55,507,443	55,507,443
	合計	55,647,443	55,507,443	55,507,443
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0

	合計	0	0	0
--	----	---	---	---

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 126・都市企画総務課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

(2) 徴収停止

意見 61・都市企画総務課

滞納者である株式会社又は特例有限会社の通常清算手続（会社法 475 条以下，会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 2 条）に関し，清算手続中の法人については，清算人に対して貸借対照表等の閲覧を請求する等により当該法人の財産を調査するのが望ましい。また，清算終了後の法人については，清算人であった者に対してヒアリングする等により当該法人の財産を調査するのが望ましい。

(3) 歳入調定

指摘 127・都市企画総務課

繰越調定において，債権放棄した個人を納入義務者として扱うべきではない。

第 10 余熱発電電力収入

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	82,707,202	91,077,231	80,430,290
	繰越	0	11,544,233	12,310,838
	合計	82,707,202	102,621,464	92,741,128
収入額	現年	71,162,969	90,310,626	80,430,290
	繰越	0	0	0
	合計	71,162,969	90,310,626	80,430,290
収入未済額	現年	11,544,233	766,605	0
	繰越	0	11,544,233	12,310,838
	合計	11,544,233	12,310,838	12,310,838
不納欠損額	現年	0	0	0

	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権の発生（契約保証金の免除）

指摘 128・契約課

余剰電力売却契約に関し、契約保証金の全部又は一部を納付させるか否かについては、契約規則 32 条に従って判断すべきである。

(2) 督促

指摘 129・東部クリーンセンター

今後、余熱発電電力収入の督促状には、不服申立てに関する記載をすべきではない。

(3) 財産調査

意見 62・東部クリーンセンター

受注者が滞納した段階で、受注者と面談し、滞納の原因をヒアリングし、また、資産・負債、収入・支出等の資料を提出させる等して、受注者の支払能力を調査するのが望ましい。

(4) 債権管理マニュアル

意見 63・東部クリーンセンター

平成 27 年度に発生した滞納に関する債権管理を検証し、債権管理マニュアルを策定することが望ましい。

第 1 1 家庭奉仕事業徴収金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	3,218,725	3,218,725	3,218,725
	合計	3,218,725	3,218,725	3,218,725
収入額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	3,218,725	3,218,725	3,218,725

	合計	3,218,725	3,218,725	3,218,725
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 130・高齢者福祉課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

指摘 131・高齢者福祉課

家庭奉仕事業徴収金は、その債権管理に必要な情報を 1 つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理すべきである。

(2) 催告，納付交渉

指摘 132・高齢者福祉課

定期的に催告や納付交渉を実施し、その経過を債権管理台帳に記録すべきである。

(3) 財産調査

意見 64・高齢者福祉課

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債，収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

(4) 債権放棄

意見 65・高齢者福祉課

消滅時効期間を経過した債権は、債権管理条例 13 条 1 項 5 号に従って、債権放棄するのが望ましい。

(5) 時効

指摘 133・高齢者福祉課

消滅時効の中断事由が生じた場合、債権管理台帳に記録すべきである。

指摘 134・高齢者福祉課

過去の事象とはいえ、367 件（合計金額 3,218,725 円）の債権について時効期間を経過させことは問題であり、今後、このような事態を生じさせないように、時効管理を徹底すべきである。

(6) 遅延損害金

指摘 135・高齢者福祉課

納期限までに納付しなかった場合、遅延損害金の徴収努力をすべきである。

(7) その他（残高の確認）

指摘 136・高齢者福祉課

高齢者福祉課が債権を管理するために作成している Excel ファイル上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が一致しない原因を調査し、その調査結果に基づき修正すべきである。

(8) その他（証拠書類）

指摘 137・高齢者福祉課

文書取扱規程 53 条 1 項に基づき、文書の原本を常に整理し、紛失しないように厳正に管理すべきである。

第 1 2 高齢者住宅整備資金貸付金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	163,746	0	0
	繰越	37,270,978	36,761,592	36,486,267
	合計	37,434,724	36,761,592	36,486,267
収入額	現年	163,746	0	0
	繰越	509,386	275,325	23,939
	合計	673,132	275,325	23,939
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	36,761,592	36,486,267	35,589,544
	合計	36,761,592	36,486,267	35,589,544
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	872,784
	合計	0	0	872,784

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 138・高齢者福祉課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

指摘 139・高齢者福祉課

高齢者住宅整備資金貸付金は、その債権管理に必要な情報を 1 つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理すべきである。

(2) 所在調査，相続人調査，債権放棄

指摘 140・高齢者福祉課

生存確認ができていない滞納者については生存調査を含めた所在調査を速やかに実施すべきである。仮に滞納者が死亡している場合には、相続人調査を実施し、相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。

意見 66・高齢者福祉課

消滅時効期間を経過した債権は、債権管理条例 13 条 1 項 5 号に従って、債権放棄するのが望ましい。

(3) 財産調査

意見 67・高齢者福祉課

滞納者の資産・負債，収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査し、債権管理の方針を再考するのが望ましい。

(4) 時効

指摘 141・高齢者福祉課

消滅時効の中断事由が生じた場合に、債権管理台帳に記録すべきである。

(5) 不納欠損

指摘 142・高齢者福祉課

高齢者住宅整備資金貸付金について、消滅時効が完成したときは、速やかに不納欠損処理すべきである。

(6) 違約金

指摘 143・高齢者福祉課

償還期限までに返還しない場合、違約金の徴収努力をすべきである。

(7) その他（残高の確認）

指摘 144・高齢者福祉課

平成 23 年又は平成 24 年頃、高齢者福祉課が作成している債権管理一覧表上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が不一致となった原因を調査すべきである。

(8) その他（証拠書類）

指摘 145・高齢者福祉課

文書取扱規程 53 条 1 項に基づき、文書の原本を常に整理し、

紛失しないように厳正に管理すべきである。

第 1 3 福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権

1 平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	21,489	0	0
	繰越	3,518,942	3,482,854	3,472,673
	合計	3,540,431	3,482,854	3,472,673
収入額	現年	2,515	0	0
	繰越	55,062	10,181	0
	合計	57,577	10,181	0
収入未済額	現年	18,974	0	0
	繰越	3,463,880	3,472,673	3,472,673
	合計	3,482,854	3,472,673	3,472,673
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 146・高齢者福祉課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

指摘 147・高齢者福祉課

福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権は、その債権管理に必要な情報を 1 つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理すべきである。

(2) 催告

指摘 148・高齢者福祉課

全ての滞納者に対して催告し、納付書を送付すべきである。

(3) 納付書

指摘 149・高齢者福祉課

債務者に対して送付する納付書には、納期限を記載すべきである。

(4) 所在調査

指摘 150・高齢者福祉課

所在を把握していない滞納者について、所在調査を実施すべきである。

(5) 財産調査

意見 68・高齢者福祉課

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債、収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

(6) 時効

指摘 151・高齢者福祉課

消滅時効の中断事由が生じた場合、債権管理台帳に記録すべきである。

(7) 遅延損害金

指摘 152・高齢者福祉課

納期限までに納付しない場合、遅延損害金の徴収努力をすべきである。

(8) その他（残高の確認）

指摘 153・高齢者福祉課

高齢者福祉課が作成している収入未済額残高一覧表上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が一致していない原因を調査し、その調査結果に基づき修正すべきである。

第 1 4 災害援護資金貸付金

1 平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	6,923,813	6,883,813	6,604,643
	合計	6,923,813	6,883,813	6,604,643
収入額	現年	0	0	0
	繰越	40,000	279,170	269,170
	合計	40,000	279,170	269,170
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	6,883,813	6,604,643	6,335,473

	合計	6,883,813	6,604,643	6,335,473
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 保証人

指摘 154・福祉援護課

督促後，少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には，連帯保証人に対して請求すべきである。

(2) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 155・福祉援護課

督促後，少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは，徴収停止（自治令171条の5，債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6，債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き，連帯保証人に対する請求を行い，それでもなお納付されなければ，訴訟手続等の法的措置（自治令171条の2，債権管理条例7条，同施行規則4条）をすべきである。

(3) 債権放棄

指摘 156・福祉援護課

滞納者が「著しい生活困窮状態」（債権管理条例13条1項6号）に該当する可能性がある場合には，同号に基づき債権放棄できるか否かを検討すべきである。

(4) 時効

指摘 157・福祉援護課

消滅時効期間を経過しないように，時効中断の措置をとることに努めるべきである。

(5) 債権管理マニュアル，債権管理事務の引継ぎ

指摘 158・福祉援護課

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備するべきである。

第15 障害者住宅整備資金貸付金償還金

1 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	7,299,647	7,139,647	4,873,238
	合計	7,299,647	7,139,647	4,873,238
収入額	現年	0	0	0
	繰越	160,000	210,000	220,000
	合計	160,000	210,000	220,000
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	7,139,647	6,929,647	4,653,238
	合計	7,139,647	6,929,647	4,653,238
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	2,056,409	0
	合計	0	2,056,409	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 159・障害福祉課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

(2) 催告

指摘 160・障害福祉課

督促後も納付されない場合には、定期的に催告すべきである。

(3) 財産調査

意見 69・障害福祉課

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債、収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

(4) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 161・障害福祉課

督促後、少なくとも 1 年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5、債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置（自

治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条，同施行規則 4 条) をすべきである。

(5) 分納誓約

指摘 162・障害福祉課

分納誓約は，必ず，滞納者の資産・負債，収入・支出等の状況を具体的に把握した上で，その裏付けとなる資料の提出を求め，分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(6) 債権放棄

意見 70・障害福祉課

消滅時効期間を経過した債権は，債権管理条例 13 条 1 項 5 号に従って，債権放棄するのが望ましい。

(7) 違約金

指摘 163・障害福祉課

納期限までに納付しなかった場合，違約金の徴収努力をすべきである。

(8) その他（証拠書類）

指摘 164・障害福祉課

文書取扱規程 53 条 1 項に基づき，文書の原本を整理し，紛失しないように厳正に管理すべきである。

(9) その他（収入未済額の突合）

指摘 165・障害福祉課

納付書による納付を財務システム上で定期的に確認し，納付が確認できた場合には，障害福祉課作成の Excel ファイル上で消し込みを速やかに行うべきである。

第 16 電力料徴収金・水道料等徴収金

1 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

電力料徴収金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	96,697,714	84,533,826	91,304,167
	繰越	1,441,996	2,046,547	1,446,776
	合計	98,139,710	86,580,373	92,750,943
収入額（現年は翌年度 4 月末時点）	現年	94,970,115	83,520,418	89,840,078
	繰越	1,123,048	1,613,179	804,403

	合計	96,093,163	85,133,597	90,644,481
収入未済額（現年は翌年度4月末時点）	現年	1,727,599	1,013,408	1,464,089
	繰越	318,948	433,368	642,373
	合計	2,046,547	1,446,776	2,106,462
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

単位：円

水道料等徴収金		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	33,939,685	31,702,864	30,677,834
	繰越	788,559	1,803,427	1,398,089
	合計	34,728,244	33,506,291	32,075,923
収入額（現年は翌年度4月末時点）	現年	32,394,790	31,231,083	29,318,745
	繰越	530,027	877,119	581,341
	合計	32,924,817	32,108,202	29,900,086
収入未済額（現年は翌年度4月末時点）	現年	1,544,895	471,781	1,359,089
	繰越	258,532	926,308	816,748
	合計	1,803,427	1,398,089	2,175,837
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

2 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 166・市場事業部

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

意見 71・市場事業部

電力料徴収金及び水道料等徴収金は、1つの債権管理台帳に情報を集約し統一的に管理することが望ましい。

(2) 督促

指摘 167・市場事業部

納期限までに納付されない場合には、納期限後20日以内に督促すべきである。

(3) 財産調査

意見 72・市場事業部

債権管理方針を決定するにあたり，滞納者の資産・負債，収入・支出等について，資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

(4) 法的措置（訴訟手続等）

指摘 168・市場事業部

督促後，少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは，徴収停止（自治令171条の5，債権管理条例10条）又は履行延期の特約（自治令171条の6，債権管理条例11条）その他特別の事情があると認める場合を除き，訴訟手続等の法的措置（自治令171条の2，債権管理条例7条，同施行規則4条）をすべきである。

(5) 分納誓約

指摘 169・市場事業部

分納誓約は，必ず，滞納者の資産・負債，収入・支出等の状況を具体的に把握した上で，その裏付けとなる資料の提出を求め，分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。また，分納誓約書に，期限の利益喪失文言を記載しないようにすべきである。

(6) 時効

指摘 170・市場事業部

電力料徴収金及び水道料等徴収金の消滅時効期間を5年として管理すべきである。

(7) 時効

指摘 171・市場事業部

時効中断事由を Access ファイル等に記録し，時効管理すべきである。また，消滅時効は，年月日で管理すべきである。

(8) 債権管理マニュアル，債権管理事務の引継ぎ

意見 73・市場事業部

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(9) 遅延損害金

指摘 172・市場事業部

納期限までに納付しなかった場合，遅延損害金の徴収努力をすべきである。

(10) その他（保証金充当）

意見 74・市場事業部

滞納額の増加を防ぐため、滞納者が施設使用期間中であっても預託している保証金の充当を検討することが望ましい。

- (11) その他（名義人ではない者への請求）

指摘 173・市場事業部

滞納が発生した場合の督促及び催告は、使用許可を受けている名義人本人に対して行うべきである。

- (12) その他（電気・水道の一括契約）

意見 75・市場事業部

電力料徴収金及び水道料等徴収金は、市場事業部が一括契約するのではなく各使用者と供給業者が個別契約することが望ましい。

第9章 包括外部監査の結果－債権対策室の役割

1 指摘・意見

- (1) 債権管理台帳

意見 76・債権対策室

債権管理台帳の記載事項について、債権管理条例施行規則2条5号（「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」）を明確にするように検討することが望ましい。

- (2) 債権管理マニュアル

指摘 174・債権対策室

非強制徴収債権用マニュアルのうち、履行延期の特約・処分に関する解説を改めるべきである。

- (3) その他（債権の適正管理）

指摘 175・債権対策室

市税及び保険料等を除く強制徴収債権の適正管理として、一定の項目（調定額、収入額、収入未済額、不納欠損額、滞納処分の件数等）について、定期的な債権管理の実態調査を実施すべきである。

指摘 176・債権対策室

非強制徴収債権の適正管理として、一定の項目（調定額、収入額、収入未済額、不納欠損額、強制執行等の件数、履行延期の特約・処分の件数、免除の件数、放棄の件数等）について、定期的な債権管理の実態調査を実施すべきである。

(4) その他（債権の適正管理）

意見 77・債権対策室

市税及び保険料等を除く強制徴収債権について、各部署における債権管理の実態に応じて、債権管理の手引きや債権管理マニュアルの策定、研修の実施等を検討することが望ましい。

(5) その他（債権管理事務に係る総合調整）

意見 78・債権対策室

市税及び保険料等を除く強制徴収債権及び非強制徴収債権の債権管理事務に係る総合調整として、各担当部署における債権管理の状況について、各局室主管課等と協力し、全庁的に情報共有することができる方策を検討することが望ましい。

第 10 章 総括

- 1 監査対象である「岡山市の債権の管理に係る事務の執行」に関する監査結果は、指摘の総数が 176 個、意見の総数が 78 個である。
- 2 監査結果を受けて、今後の岡山市における債権管理事務の執行体制について 2 点を提言したい。
 - (1) 市税及び保険料等を除く強制徴収債権（下水道使用料、児童養護施設等措置費負担金等）について、滞納処分が可能な体制を全庁的に検討されたい。
 - (2) 非強制徴収債権について、訴訟手続等の法的措置を強化するための体制を全庁的に検討されたい。

岡山市包括外部監査人

池田曜生

平成 31 年 3 月

発行部数 250 部